

第1編 法令

第1章 食品衛生

○食品衛生法

（昭和22年12月24日）
（法律第233号）

最終改正 令和5年6月14日法律第52号

○食品衛生法施行令

（昭和28年8月31日）
（政令第229号）

最終改正 令和6年11月1日政令第343号

○食品衛生法施行規則

（昭和23年7月13日）
（厚生省令第23号）

最終改正 令和7年10月1日厚生労働省令第96号

第1章 総 則

〔目的〕

第1条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

（平15法55・一部改正）

〔参照〕 「公衆衛生の向上及び増進」＝憲25条2項

〔国及び都道府県等の責務〕

第2条 国、都道府県、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

② 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

③ 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入され